

役員名簿

社会福祉法人くすみ福祉会

(令和 1 年 6 月 25 日現在)
任期 自 令和 1 年 6 月 20 日
至 令和 2 年 6 月 日

役職名	氏 名 (生年月日)	年齢	住所	職業等	役員要件	現就任 年月日	親族等特殊 関係の有無	社会福祉法第36条 第4項に定める欠 格条項該当の有無
理事長	○功刀 陽三 (S24, 2, 1)	70		－		R1. 6. 20	無	無
理事	平出 里美 (S46, 8, 7)	47		池田くるみの木こども 園 施設長	施設長	R1. 6. 20	無	無
理事	春日 孝夫 (S24, 1, 3)	70		－	地域福祉	R1. 6. 20	無	無
理事	中澤 文雄 (S25, 10, 6)	69		－	地域福祉	R1. 6. 20	無	無
理事	久保寺 亜矢 (S51, 8, 5)	42		池田くるみの木こども 園 主幹保育教諭	保育教諭	R1. 6. 20	無	無
理事	木曾 勝弘 (S20, 4, 19)	74		－	地域福祉	R1. 6. 20	無	無
監事	小野 嘉一郎 (S28, 1, 2)	66		－	財務	R1. 6. 20	無	無
監事	佐藤 松夫 (S25. 1. 1)	69		－	財務	R1. 6. 20	無	無

- ※1 代表権を有する理事については、氏名の左上に○印を付すること。
2 評議員についてもこれに準じて作成すること。
3 「職業等」欄は、具体的に記入すること。（例：（株）○○代表取締役、○○施設事務員、民生委員・児童委員、○○自治会長 等）
4 「役員要件」欄は、次の例により記入すること。（例：学識経験者→学識、地域の福祉関係者→地域福祉、地域の代表→地域、施設長→施設長、財務関係→財務、その他→他）

役員名簿（評議員）

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

社会福祉法人くすみ福祉会

任期 自 平成 29 年 4 月 1 日
至 平成 33 年 6 月 日

役職名	氏 名 (生年月日)	年齢	住所	職業等	役員要件	現就任 年月日	親族等特殊 関係の有無	社会福祉法第36条 第4項に定める欠 格条項該当の有無
評議員	丸茂 章子 (S25. 2. 19)	67				H29. 4. 1	無	無
評議員	一瀬 佳世子 (S27, 4, 18)	62				H29. 4. 1	無	無
評議員	若尾 正人 (S30. 2. 14)	62				H29. 4. 1	無	無
評議員	山本 仁美 (S37. 1. 10)	55				H29. 4. 1	無	無

※ 1 代表権を有する理事については、氏名の左上に○印を付すること。
2 評議員についてもこれに準じて作成すること。
3 「職業等」欄は、具体的に記入すること。（例：（株）○○代表取締役、○○施設事務員、民生委員・児童委員、○○自治会長 等）
4 「役員要件」欄は、次の例により記入すること。（例：学識経験者→学識、地域の福祉関係者→地域福祉、地域の代表→地域、施設長→施設長、財務関係→財務、その他→他）

社会福祉法人くるみ福祉会役員等報酬規程

(平成 29 年度第 3 回 評議員会承認)

〔趣旨〕

第 1 条 この規程は、社会福祉法第 45 条の 35 第 1 項及び社会福祉法人くるみ福祉会定款（以下「定款」という。）第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

〔報酬の額の算定方法〕

第 2 条 理事長が、理事会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業の運営のために業務にあたった月の報酬の額は、別表 1 に定める額とする。

2 理事長以外の役員等に対する報酬の額は、理事会、評議員会等への出席 1 回につき別表 1 に定める額とする。

〔報酬の支給方法〕

第 3 条 理事長に対する報酬の支払いは、毎月 27 日に現金又は、金融機関への振込によって行なう。ただし、報酬支払い日が休日に当たるときは、その前日とする。

2 理事長以外の役員等に対する報酬は、理事会、評議員会等に出席した都度、現金で支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

〔適用除外〕

第 4 条 事業の職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

〔改廃〕

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行なう。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1

役職名	報酬の額	支給日
理事長	月額 150,000	毎月 27 日
理事・監事	1 回 5,000	当日
評議員	1 回 5,000	当日
評議員選任・解任委員	1 回 5,000	当日